

○国立大学法人鹿児島大学公益通報取扱規則

平成18年5月26日

規則第57号

(趣旨)

第1条 国立大学法人鹿児島大学(以下「本学」という。)における組織的又は個人的な犯罪行為及び法令違反行為等に関する通報等の取扱いについては、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

(公益通報及び相談)

第2条 本学に勤務する役職員及び本学の業務に従事する派遣職員等は、次条に定める通報相談窓口に対し、法に基づく通報(以下「公益通報」という。)及び公益通報を処理する仕組みについての質問、法令違反行為に当たるかを確認する等の相談(以下「相談」という。)を行うことができる。

- 2 公益通報及び相談は、文書、電子メール、ファックス、電話又は面会の方法によるものとする。
- 3 ハラスメントについては、国立大学法人鹿児島大学ハラスメント防止に関する規則によるものとする。

(通報相談窓口)

第3条 本学における公益通報及び相談を担当する窓口(以下「通報相談窓口」という。)は、監査室とする。

(通報処理責任者)

第4条 本学に公益通報及び相談を適正に処理するため、通報処理責任者を置き、事務局長をもって充てる。

(通報の受付等)

第5条 通報相談窓口において、公益通報を受けたときは、通報処理責任者に報告するとともに、速やかに当該公益通報を受領した旨を当該公益通報をした者(以下「公益通報者」という。)に通知する。

- 2 通報処理責任者は、公益通報の報告を受けた場合、学長にその内容を速やかに報告する。
- 3 通報相談窓口において、相談を受けたときは、必要に応じて通報処理責任者に報告する。

(調査)

- 第6条 通報処理責任者は、公益通報された事項に関する事実関係の調査(以下「調査」という。)の必要性を検討し、調査の必要性の有無を学長に報告しなければならない。
- 2 通報処理責任者は、公益通報者に対し、調査の有無及び理由を通知しなければならない。
- 3 通報処理責任者は、必要に応じて調査チームを設置し、調査を行うものとする。

(協力義務)

- 第7条 各部局及び役職員は、調査に協力しなければならない。

(調査結果の通知)

- 第8条 通報処理責任者は、調査の結果を学長に報告するとともに、公益通報者に対し、公益通報された役職員の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通知するものとする。

(必要な措置及び懲戒処分等)

- 第9条 学長は、調査の結果、公益通報された役職員の犯罪行為又は法令違反行為が明らかになった場合には、速やかに必要な措置を講じなければならない。
- 2 学長は、犯罪行為又は法令違反行為に関与した役職員に対し、懲戒等の処分を課すことができる。

(公益通報者等の保護等)

- 第10条 公益通報者及び第2条の相談を行った者は、公益通報又は相談を行ったことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いを受けない。
- 2 学長は、公益通報、相談又は調査への協力を行った役職員等に対し、そのことを理由として、その者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を講じなければならない。

(秘密保持)

- 第11条 通報相談窓口の職員及び調査を実施する者は、業務に必要な範囲を越えて、公益通報者の個人情報、公益通報された内容及び調査で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。

(不正を目的とする通報)

- 第12条 公益通報をする者は、虚偽の通報や他人を誹謗中傷する通報その他の不正を目的とする通報を行ってはならない。

(公益通報及び相談を受けた職員の責務)

第13条 監査室以外の役職員が公益通報又は相談を受けた場合は、監査室にその内容を速やかに報告するものとする。

(罰則)

第14条 学長は、役職員がこの規則に違反した場合には、懲戒等の処分を課すことができる。

(規則等に違反する不正な行為に係る準用)

第15条 学長が定める規則等に違反する不正な行為に係る通報については、第2条から前条までの規定を準用する。

(雑則)

第16条 この規則の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成18年5月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月18日から施行し、平成18年6月23日から適用する。

附 則

この規則は、平成18年9月29日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年6月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。